

第5章 「二極分離：日米産業廃棄物管理規制と執行」 青木一益＝ジョン・W・シオッフィ

5. Kazumasa Aoki and John W. Cioffi

Poles Apart: Industrial Waste Management Regulation and Enforcement in the United States and Japan, in *Regulatory Encounters: Multinational Corporations and American Adversarial Legalism*, edited by Robert A.Kagan (California: University of California Press, 2000)

I. はじめに

先行比較研究によって、米国における規制プログラムの執行は他の先進諸国と比してより法規に忠実であり、公的なルールの厳格な執行により高費用の法的紛争を招きやすい対立的構造を有することが明らかにされてきた。これに対し日本の規制執行は対極的に、一般に非公式で協力的な構造を有すると特徴付けられる。

しかしながら、企業やその製造工場、現場レベルにおける、国家の「規制スタイル」の違いから来る相違を詳細に論じた研究は少ない。そこで本稿では、日米において異なった規制レジームに服しながら同様の製造業務を行う多国籍企業を素材にとってこの問題を検討していきたい。

本稿ではPREMCO（仮名）という精密金属部品製造を専門とする多国籍企業における、規制と遵守政策に対する姿勢形成を追っていく。PREMCOは日本（廃棄物処理法）と米国東北部（RCRA〔資源保全回復法〕及びそれに対応する州法）の2工場において各国政府の廃棄物管理規制に服している。本稿の調査は、「企業の姿勢・規制への対応」に対する異なる規制レジームの影響を关心とするという性質上、多くを企業関係者へのインタビューに頼らざるを得ない。しかし、日本の規制官へのインタビュー、及び米国では規制官にはPREMCOの秘密維持が条件であったためインタビューできなかつたが、PREMCO米国法人の規制記録、訴訟ファイル、米国顧問弁護士へのインタビューによる裏づけを通じ、私たちが得た知見は信頼に足るものだと確信している。

私たちが得た知見を簡潔に要約すると、以下のようになる。

	日本	米国
規制枠組み	実績基準を強調	細かく規範的
執行過程	非公式な規制（行政指導）	政省令の法規どおりの解釈
遵守	容易（遵守促進型規制）	困難（複雑かつ頑固な規制システム）
企業姿勢	協力的	対立的
コスト	低い	高い
工場生産	強い輸出志向（外国規制に敏感）	国内市場向け（規制に無関心）
利益	高収益（規制遵守へ資金的余裕）	低収益（リソース少）
土地法	なし	スーパーファンド法（会計及び規制官との関係悪化）

以上のような個々の規制要因、経済要因が本稿で得られた企業の態度へ影響を与えていくが、私たちは「規制スタイル」の違いを実質的に各国独自の要素であると考える。PR

EMCOの調査からは、日本の協力的規制手法が規制の経済コストと規制に対する（公式／非公式の）抵抗を低減し、米国の法規どおりの執行手法が規制官との対立関係や規制規範への消極姿勢、頻繁かつ高コストの法的紛争を引き起こしていることが分かる。

II. 調査対象企業

PREMCOは、世界の精密金属部品生産のトップ企業の一つと目され、1994年には全世界で26億ドル、米国で5億ドルの売り上げを記録している。製品生産力の大部分は発展途上国に設置された多数の最新鋭大型コンピューター制御設備によるが、米国工場は米国の防衛・宇宙産業からの特注精密部品を生産し、「米国製信者」の米国人顧客を満足させている。

本社は日本にあり、米国におけるPREMCOはPREMCO-USA（米国の持株会社）による管理・経営部門とAMERCO（PREMCO-USAの100%子会社）による生産業務部門に分かれている。AMERCOの環境管理は生産施設地域ごとに現場の裁量が強く、PREMCO本社は生産の詳細や設備投資はほぼ100%決定するが、AMERCOの環境対策や規制要求への対応に殆ど影響力を行使していない。

調査対象となった各工場では、同様な量とタイプの廃棄物を生じ、日米両国とも廃棄物の処理は環境保護のために規制がかかっている。その中で最も目立つコストに関する日米間の違いの一つに米国工場及び近隣の土壤汚染から生じる、CERCLA（包括的環境対応補償責任法、スーパーファンド法）下の莫大な浄化費用が指摘できる。

CERCLAは、PREMCOとは無関係の（工場を買収する前の）土壤汚染についても遡及的、絶対的責任を課しており、また極めて要求の多い浄化基準を定めているため、その土壤浄化プロセスは技術的にも複雑となり、長時間・高コストを要し、訴訟にもなりやすい。規制官庁と企業の関係も自然と対立的となり、誤解が誤解を生むことでさらなる紛争を引き起こすのである。よって米国企業においては環境規制への対応が法的にも経済的にも最優先課題であることには疑問の余地がない。

これに対し日本においては、環境規制への対応の企業内優先順位は低い。規制官庁と企業の間では、環境規制についてもより対立ではない手法が採用されており、法規制に関して米国のように莫大なコンサルタント費用・弁護士費用・行政的罰金がかかることもない。

また、国際貿易への依存度からも日米の違いは明らかである。PREMCO本社は厳しい環境基準を課しているタイや中国に海外直接投資の拠点を持ち、さらに海外顧客及び国内輸出志向企業の厳しい環境パフォーマンス要求をクリアするには、輸出市場と国内市場におけるシェアを維持するには、設備メンテナンスや人材トレーニングといった規模の経済から考えても均一で厳重な環境管理への投資が競争上の優位につながると考えた。

しかしながら米国に関しては、PREMCO-USAとAMERCOの裁量が強く、また他国と異なり総生産量に占める輸出量の割合が少ないため、PREMCOの均一的な環境施策からは一定程度独立している。

米国環境法の技術的で規定が詳細であるという特徴は、実体的・技術的な法的ノウハウや、全世界的には一般に当てはまらないような規制への迅速な反応を要求する。このためPREMCOは環境規制に係る業務に関し、PREMCO-USAおよびAMERCOの独自

性を容認しているのである。

III. 米国における廃棄物管理規制－詳細な規定による対立的構造－

A. 米国R C R Aのレジーム

廃棄物の不適正処理から環境汚染を防止し、リサイクルを促進するために1976年に制定されたR C R Aは、複雑で規定が詳細なことで有名な米国環境法の中においても、特に規定が入り組んでいるということで悪名高い。さらに、州政府からのアプローチが適切であれば、E P AはR C R Aの執行権限を州に委任することができるため、規制の遵守はもちろん、R C R Aの規定と規制要求を同時に理解することさえ、極めて困難な作業なのである。

AMERCOの工場が所在する州もR C R Aの執行権限が委任されている。州への委任は連邦同様の厳格な規則と執行を前提としてなされ、連邦による監視と補助金交付権限によって実効性が確保されているため、連邦法の複雑で規定が詳細という特徴は州レベルにおいても維持されている。R C R Aに基づく州の規制はAMERCOの製造過程に多大な影響をもたらしており、AMERCOの施設管理者によれば、R C R Aの問題に多大な(15~20%)時間が割かれているということである。

B. 米国スタイルの執行

AMERCOに対する州の規制官によるR C R A調査からは、米国環境規制の典型的スタイルと言いうるような多くの特徴を見て取ることができる。また、規制の遵守を容易にするためには、規制問題に効果的に対処するための組織構造と専門的トレーニングが重要であるということも明らかにしている

1. R C R Aによる調査

1992年10月、州のR C R A調査官は、閉鎖予定のAMERCOの工場に立入検査を行い、多くの違反が確認された。違反はAMERCOの環境管理・規制遵守プログラムが不適当であったということを示していると考えられ、州当局は是正命令を発した。しかし、何ら環境汚染や深刻な環境リスクを招いていないというのがAMERCO側の意識であった上、工場が閉鎖予定であったこともあり、今後企業として善処はするが本件につき積極的対処はしない旨回答した。AMERCOのC E R C L A対象地から生じている汚染についても浄化が合意に至っていない状況においてこのような反応がなされたため、州当局はAMERCOを環境規制に無関心で抵抗的な企業として捉えるにいたった。

1993年4月、さらに2工場への立入検査が実施された。ここでは同様の違反に加え、潜在的に重大な違反がその他にも摘発されたが、州当局は同一の違反を犯しているという各工場を通じた違反の継続性を最重視した。AMERCO側は各施設の自主的対応を考えていたが、州当局はAMERCOという単一の存在のみを認識し、統一的対応を期待するのである。ゆえに、州当局は同一の違反という事実を、永続的な未組織化・でたらめな廃棄物管理・公然の反抗の前兆と受け取り、法規どおりに規制条項を解釈した。1992年

検査の段階では単一の違反であったものも、法規どおりの執行により付加的な違反が増加し、AMERCOへの制裁として課せられる罰金額も増大していったのである。

2. 法規どおりの執行

州当局は1993年の立入検査に関しても是正命令を発したが、それのみならずその後二回の立入検査における違反につき495,000ドルにも及ぶ民事課徴金の催告状を発した。催告状は、(RCRA違反とは歴史的にも法的にも無関係な) CERCLA違反の例を挙げて企業環境倫理の欠如を非難した上、AMERCOが故意かつ反復的に廃棄物管理規制に違反した結果、重大な環境リスクを引き起こしていると主張している。しかし、AMERCO側は(環境保護主義者も含め)、違反はAMERCO側の故意ではなく企業の意思決定が現場レベルの自主性に委ねられていることから来るものであり、さらにRCRA違反は環境汚染を引き起こしていないことから、催告状のレトリックは不公平だと考えた。AMERCO側は州当局による環境リスク要因の過大な誇張を主張し、実際その後の訴訟ファイルはAMERCO側の立場をサポートするものとなっていて、最終的には州当局側も不公平に厳しい方法を採用したことを探査に謝罪するにいたったのである。

3. 法的紛争、対立関係、相互不信

AMERCOは495,000ドルの民事課徴金を訴訟に持ち込み、約200,000ドルということで合意した。しかし、汚染コントロールのため、RCRA違反によっては義務づけられない支出も州のSEP(EPAのガイドラインに基づく補足的環境プログラム)によって求められ、計29万5000ドルを支出している。

相互の不信と敵対意識を超えて合意するのに6ヶ月を要し、弁護士費用(50,000ドル強)だけで違反是正コストを大きく上回った。AMERCO側は現在も州当局の不適切な厳罰化傾向と敵対心を主張するが州当局の正当性を否定することはできず、一方で州当局は法規どおりの執行こそが(単一の存在としての) AMERCOの環境管理は正の唯一の手段であると信じて疑わない。

州当局の法規どおりの厳格な執行スタンスは制度上の構造によっても強化される。州当局の廃棄物管理部門(他の部門ではそうとは限らないが)は、調査官から弁護士にいたるまで、カウンセリングやコンサルティングの専門家は皆無であり、対立的で法規どおりの執行過程を強調したトレーニングを積んだ行政官が法執行・訴訟担当者である。

また、RCRAが直接には廃棄物削減のために生産プロセスを変更させる規制権限を付与していないことも、(規制違反を契機にしてしか介入できない)州当局にとって対立構造的法律尊重主義を利用するインセンティヴとなる。少なくともAMERCOのケースでは、詳細な規定、法規どおりの執行、厳格な制裁がSEPの拡大など法の下では得られない廃棄物削減の手段を確保するために利用された。しかしながら結果重視で合理的に目標を達成するために州当局がこの手法を用いることは、企業側には不透明に映り、重箱の隅をつつくような規制執行は、自衛的でありながら一種あきらめの気持ちに似た企業側の態度を生み出すのである。

さらに、RCRAの詳細な規制構造と州当局の法規どおりの執行態度は、それと連続性のある規制緩和といった形で政治的反動をも引き起こすのである。

IV. 日本における廃棄物管理規制

A. 日本廃棄物管理規制の構造

環境規制の日本型システムにおける統治原理は、政策目標の形成・達成の重要な手段として捉えられる、(行政当局と被規制産業による)「交渉型規制」という言葉に端的に表される。行政当局は一般に非公式的な執行メカニズムを極端に好み、最も一般的なのは「行政指導」である。この対立的でないアプローチは廃棄物処理法の産業廃棄物規制において典型的であり1990年には、行政指導629回に対し、行政命令は70回、司法告発はたった1回を数えるのみである。

実定法及びそれに基づく規制ルールの公式の枠組みは、米国とは異なって詳細に規制することを差し控えている。日本における廃棄物管理規制は公式には廃棄物処理法（地下水汚染については水質汚濁防止法）の規定によって律されているが、執行レベルにおいては米国よりもより非公式で裁量的な被規制企業との交流によって規定を運用している。

日本の環境法規制は、規制目的達成の手段として、RCRAのような詳細な基準とは異なり、産業廃棄物発生者にパフォーマンス基準を課している。そして規定違反が発覚しても、廃棄物処理法は行政府に民事制裁の権限を与えていないため、直ちに経済制裁が課されるわけではない。改善命令に従わないときに刑事罰としての罰金が科されるのみである。ゆえに公式の執行メカニズムに訴えるインセンティヴもなく、実際の適用例も殆どない。行政当局は企業の廃棄物の内容の監視と廃棄物削減を主要な規制目的としており、管理基準違反を公式に摘発することはないのである。

日本の廃棄物管理規制は環境リスクと環境損害を遮断する技術的目的を定める傾向にあるため、くどくどしく、複雑で詳細に規定されているRCRA規制よりも企業の技術者や製造部門の社員にとって分かりやすいのである。よって、企業は法律の専門家を必要とする少ないし、管理部門から現場に至る全社員に環境知識・訓練・責任を普及することができるし、遵守の努力にも柔軟性を認めることができるのである。

日本の環境政策は直接に企業環境管理を再形成するものである。特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においては企業に（資格試験合格又は特定の場合講習参加を条件とする）汚染防止管理者を置く義務が課されていて、行政当局はそのような環境管理者を通じて企業各部門の責任者の環境管理能力を確保し、規制要求につきコミュニケーションを図ることができるのである。

B. 非公式で協調的な制度上の動き

日本の環境政策は、全国的な政治経済団体、特に商工業の業界団体、環境庁（当時）、通商産業省（当時）の相互作用（環境政策の主導権をめぐる駆け引き）によって形成される。殊に廃棄物管理の文脈では、全国的な政治経済団体が自主規制という手法で環境パフォーマンスを改善する計画を立ててきたため、1991年に環境庁が環境基本法案を提出したときには製造業界団体の代表と通産省当局が「企業の環境パフォーマンスを改善するために、環境庁に課徴金——種の環境税——を課する権限を与える」規定案に猛反発した。通産省当局は提案された課税手法を阻止するため、業界団体側に自主的な「グリーン」手法を採用するよう働きかけ、結果として経団連が企業環境管理政策と内部環境管理者任命のガ

イドラインたる「地球環境憲章」を発表するに至ったのである。

通産省当局（とPREMCOのような輸出志向企業）はより厳しい環境規制への世界的流れを、環境問題に関する技術上及び経営上の優位が世界的市場において日本の産業を優位に導いてくれる潜在的な機会と捉えている。通産省は経団連憲章よりも詳細な「自主計画」を公表し、各業界団体に送付した。そこではエネルギー保全・リサイクル・産業廃棄物発生削減を含む経営構造・政策・実践の一般モデルを企業に提供したが、具体的な量的パフォーマンス基準については直面する技術的问题に精通しているそれぞれの業界団体・企業に委ねた。これは全般的にフリーライダーを出さなければ個々の企業は環境パフォーマンスを改善する能力があるとの信頼からである。これによって各企業の努力が競業者によって均衡することが保障され、多くの企業は潜在的な法の変化動向を先取りするものだと評価した。

PREMCOは経団連憲章・通産省の自主計画とも、所属業界団体により告知された。これらの示唆を受け、PREMCOは環境問題をより組織的に扱うため上級管理職を動員したが、このことは環境事業への大きな反応と国際環境規制の登場もあって、「公衆の意見における世界的潮流」として認識された広範な背景に起因して始められた環境事業への関心を増加させたのである。

C. 実際問題としての日本規制

PREMCOの日本工場においては、環境パフォーマンスを改善する規制要求に敵対するというよりも、廃棄物管理規制の遵守以上のものを意識的に追及している。成文化された法よりも厳しい実践とパフォーマンス基準を採用しているのである。例えば、廃棄物処理法の要求よりも厳しいRCRA同様のマニフェスト制（全産業廃棄物の生成から最終処分まで）を自主的に採用している。これは厚生省（当時）の指示に基づく地方行政当局の行政指導によるところが大きい。また、内部的な廃棄物〔流通経過〕探知制も自主的に採用しているが、これは行政指導によるものではなく、むしろ企業が法定の報告を用意することや廃棄物運搬業者による適正処理を確保するのを十分なマニフェスト制が促進しているのである。

日本における行政指導と非公式な自主規制の広い利用は、法の要求する部分と行政当局によって主張される単なる方針や業務の部分の区別を不明確にしてしまう。例えば、〔外部の〕廃棄物処理設備の定期検査は、一部は行政指導に反応して始められたものであるが、第三者による不適切な処理手法によって公の批判に晒されることのないよう企業の利益を確保することにも調和する。このことはAMERCOやPREMCO-USAの環境管理者も理解していたが、運搬業者の廃棄物不適切処理手法の結果として訴訟に持ち込まれるにもかかわらずAMERCOは検査制度を設けないこととは対照的である。

しかし、もっと重要なことは、PREMCOの経営陣が「法的に要求されている」行為と「自由裁量の」行為の区別に無関心であるということだ。PREMCOの経営陣は、行政指導を将来の公式の規制動向を暗示するものとみなす傾向にある。さらに、第三者によってあらかじめ準備された分析記録は行政当局の行為に対する効果的な対策として機能するのである。

日本における企業経営陣と行政当局の間の関係についても、米国と比してより個人的な

つながりという特色を持つ。それとともに、行政当局の信頼を勝ち得るために過去10年以上に及ぶ潔白な規制遵守記録にも頼っている。また、行政指導を潜在的に価値のある情報として評価してもいる。これらは相互の信頼関係を反映するものであり、いわゆる「虜」理論とは異なる。それに対し、AMERCOの経営陣は、信頼や尊敬といった個人的関係を持たない、これといって特徴のない法規に忠実な規制官の来訪を嫌悪し恐れており、際立って対照的であろう。

V. 対立的規制レジームと協調的規制レジームの比較

PREMCOとAMERCOの環境管理業務の間に多くの類似性が見られることは重要である。日米双方の設備においてマニフェスト制を採用しており、ごみ分別・保管・リサイクル・処理を実施している。しかしながら日本工場においては詳細なルールや公式の執行手法が欠如しており、米国の詳細なルール、法規どおりの執行、厳しい罰則といった規制手法は多くの取引費用を課すが必ずしもそれに比例して高レベルの環境保護が達成されるわけではない。というよりも、少なくともAMERCOのケースでは、米国の法規どおりの規制と執行は反規制感情と行政当局への疑いを残してしまった。そうすると、規制規範の受入が妨げられ、法規どおりの規制と執行における厳罰化傾向への永続的な悪循環に陥るのである。

なぜ明らかに日本の規制のほうが控えめなのに、PREMCOの日本工場における廃棄物コントロール業務はAMERCOと同等かより良い結果をもたらすのか。一つには、日本工場は経済的に強大で、世界的な見通しと長期に亘る計画範囲、国内外における多大な規制要求を満たす資金を持つ、競争力のある多国籍企業の立場を反映しているのに対し、米国工場は単一の国内市場における短期的利益に焦点を当てた、現金に縛られたより小さな企業として活動するという経済的要因がある。国際貿易の存在はPREMCOを、確保しようとする海外市場における環境規制と規制動向に敏感にさせるからである。

第二には、PREMCOの規制遵守が、日本環境法の政治的・社会的歴史を反映していることがある。1960-70年代における日本の公害の歴史は（当時の）厳しい環境規制を導き、環境汚染は企業の存在と評判に多大なリスクを生み出すことになるというトラウマが企業から消えない。よって、行政当局の指導に従うことは日本の社会的、政治的、法的環境の相互作用を反映している。同様に、先に述べた規制政策の形成にあたっての行政当局と製造企業の交渉過程と規制制度の特徴は、大企業の規制不遵守を減少させ、中小企業の規制遵守を確保することにつながる。

これに対し米国でも、1960年代終わりー70年代はじめに、同様の社会的・政治的激変により環境規制が整備されたが、権利の役割、特別の法的義務、罰則、公式の法的手続を強調し、行政裁量は行政立法と執行行為の司法審査により最小化された。ゆえに、米国においてのほうが環境保護主義はより強力で政治的な運動であるが、それが促す法はしばしば反対の政治的・法的・経営的効果を生み出す。

PREMCOの環境パフォーマンスに対する第三の影響は、政府規制の違いを反映した日米の環境管理の違いにある。AMERCOにとってRCRAの罰金紛争が契機となって、フルタイムの環境管理者を雇うことによって、環境業務を調整し、法の遵守を確保し、常

に変化する米国環境規制の複雑性に対応している。その力はAMERCOの生産部門全体に及ぶわけではないが、環境管理者と設備管理者への諮問を経ずに環境にかかる重大な決定がされることはない。ゆえに、環境管理者はAMERCOとPREMCO-USAにおける環境政策、業務、規制遵守検査の統一化の責任を負わされるのである。

米国の法規どおりの規制執行が引き金となって発展したAMERCOの環境管理と異なり、日本の環境管理は法的要件と経済的インセンティヴの共同の産物である。既述のように、日本の法規制政策は汚染防止管理者の任命により企業の階級制度の上部に責任を押し上げるが、内部企業政策の責任は現場レベルまで落とされてきている。PREMCOの環境委員会は（公式の規制にはよらない）非公式な環境管理制度を採用し、環境管理責任・業務を内部において「公式化」することによって、法規制における役割と責任の含意により忠実なであろうとする。本社環境委員会の意向は工場レベルの環境安全委員会によって現場での手法・手続として具体化される。この一連の流れにおいて規制違反は主要な焦点ではなく、汚染防止管理者のトレーニングや知識も主として法的というよりも技術的なものである。

日米の環境業務の内容におけるこの特筆すべき対比的な特徴からは、日本工場のほうが階級制度的ではなく、経営陣と従業員の間の対話、協力、協働が環境パフォーマンスの改善を促進しているのに対し、米国の従業員は現場レベルの環境問題に相対的に受動的であり、米国工場の規制遵守を抑制的にしてしまうといえる。ゆえにAMERCOの規制パフォーマンスは二つのレベルの問題のある権限関係によって損なわれてしまう。一つは経営陣と行政当局の間の相反関係、二つ目は経営陣と現場従業員の間の意思疎通の欠如である。

結論としては、日本のように環境汚染が深刻であり続けるところでは、PREMCOのように洗練されよく組織化された企業のようなケースにおいては非公式な日本型規制制度が極めて有効であると思われるということが強調されるべきである。日本の規制制度は巨大産業企業と業界団体に中小企業や環境保護主義者、消費者とは比較にならないほど規制過程へのアクセスと影響力行使を認めてきた。このアンバランスは中小企業に対する規制執行当局の柔軟性にも示されるが、効果的でない環境規制を引き起こす可能性もあることは注意すべきである。環境利益の政治的無力化は日本の制度の有効性、安定性を阻害する深刻な問題となる可能性がある。日本の行政法は米国と対照的に、環境保護主義者の（行政・司法過程への）参加を制限しており、自主的な規制遵守を拒絶したり、提案された規制が産業界の反対に会う場合にも日本型環境規制はつまずくことになる。

VI. 結論

米国における私的経済活動に対する規制権限は以下のように定義づけられ、同時に強制される。1) 手続、義務、権利を基礎とした関係における法規に忠実な枠組み；2) 行政職員の数と質に影響を及ぼす予算上の制限；3) 規制制度の両当事者における弁護士の顕著な役割。RCRAの環境上の目的は魅力的ではあるが、極めて詳細な規則は執行当局の裁量を規制要求に適合させるよう厳しく絞り込んでおり、当局には十分に訓練されたものもなく、資金も潤沢ではない。むしろ、RCRAの法的構造は、法的紛争を増加させ更なる法的複雑さを生み出すような、厳格に法規に忠実な執行を促す。詳細な規定を伴う米国制度は、行政当局の法規どおりの執行手法と、産業界の規制と制裁に対する法的紛争を促

すのである。この構造は、比較的視点からは、高コストで、複雑で、扱いにくいものであり、その政治コストも相当なものである。

日本の規制モデルの協働的で実際的な特徴は特有なものといえようが、一定の規制プログラムにおける米国業務とは完全に相異なるものではない。本研究が示すところでは、米国環境規制を特徴付ける対立構造的で規定が詳細な執行過程に対する信頼の低下は、法規制の改正には実際的で有益な着手ポイントとなりうる。詳細に規定された規則はパフォーマンス基準によって部分的に修正、調整されるかもしれない。環境規制の協働プログラムに含まれる不正を避けるために予備的に持っている州の公式な強制権力も含め、行政当局と企業双方による、定期検査や諮詢、専門知識の多大な有用性からは、法的制裁への信頼は薄らいでいる。規制は規定又は禁止された特定の行動に単に焦点を当てるというのみならず、環境管理制度の創造を促進することもできる。必要な知識と権限を持つ管理者は、利益追求企業の規制遵守に必要な環境的法的規範に関する専門知識と感受性を紹介できる。米国においてこのようなモデルを採用するには、行政国家の制度的、イデオロギー的基礎の重大な変容が必要であろう。今日の安定しない国内政治状況と不平不満の動きには、（振り返ると不可避であったように見えるのかもしれないが、前方を見つめている限りでは）われわれを驚かせるような変容の可能性が十分に内包されているのである。

(清水晶紀)